

内閣参質二〇二第三八号

令和二年十月二日

内閣總理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出菅總理の憲法改正等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出菅総理の憲法改正等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、憲法改正については、各議院に設けられた憲法審査会において御議論いただくべきものであると考えている。

二について

お尋ねは、自由民主党の「日本国憲法改正草案」に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

三について

お尋ねの発言は、菅義偉衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としてのものであり、政府としてお答えする立場にない。